

令和4年10月1日より

紹介状なしで受診する場合の 選定療養費が改定されます

令和4年4月の診療報酬改定に伴い、2022年10月1日より紹介状をお持ちいただけない方の選定療養費が以下のとおり変更となります。

- 1 初診時選定療養費
他の医療機関からの紹介状なしで受診された場合
※最終受診より1年以上経過している方も対象
- 2 再診時選定療養費
当院から他の医療機関に紹介を行ったにもかかわらず、引き続き受診された場合（受診の都度）
※当院通院中で他の診療科がある方も対象

令和4年9月30日まで

令和4年10月1日より

初診

5,500円(税込)

7,700円(税込)

再診

2,750円(税込)

3,300円(税込)

増額した金額分を診療報酬から減額するため、病院の利益目的ではなく、法令による義務化に伴う変更となります。
初診時は引き続き紹介状の持参をお願いいたします。

令和4年9月
九州労災病院